

みどり市請負業者選定委員会規程

平成18年3月27日

訓令第36号

(設置)

第1条 みどり市が発注する工事、測量、設計、工事管理及び各種調査並びに物件の製造及び購入に係る入札業務の公正な執行を図るため、みどり市請負業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 競争入札参加者の資格審査及び級別格付に関すること。
- (2) 資格の取消し又は停止に関すること。
- (3) 指名競争入札に参加させる者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項に関すること。

(令6訓令6・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、副市長を委員長とし、政策企画部長、総務部長、市民部長、保健福祉部長、産業観光部長、都市建設部長、教育部長及び財政課長をもって委員とする。

(平23訓令9・全改、令6訓令6・一部改正)

(委員長)

第4条 委員長は、会議の議長となり、会議を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定める順序により、他の委員がその職務を行う。

(令6訓令6・一部改正)

(運営)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査を受けようとする主務課長は、みどり市指名競争入札執行事務取扱要領に規定する入札依頼書に審査に必要な資料を添えて、これを、財政課長を経由して、委員長に提出しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、主務課長又は関係課長に対し、その出席を求めることができる。

(令6訓令6・一部改正)

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(令6訓令6・一部改正)

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第10号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日訓令第6号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日訓令第9号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月22日訓令第6号)

この訓令は、令和6年4月22日から施行する。